

**令和4年度第1回独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会
審議概要**

開催日及び場所	○令和4年6月13日（月）住宅金融支援機構本店地下2階会議室
委員長 委員 (以上、敬称略)	角 紀代恵（立教大学名誉教授・明治学院大学客員教授） 小川 聖史（長島・大野・常松法律事務所 弁護士） 篠原 真（篠原真公認会計士事務所 公認会計士） 水島 正（株式会社コンサルティング・ワン代表取締役） 木村 誠（監事） 大塚 弘美（監事） 鈴木 恭人（監事）
審議対象	○「令和3年度独立行政法人住宅金融支援機構調達等合理化計画」における5（2）理事長が定める基準に該当する一者応札・応募となった案件【令和3年度下半期契約分】 ○「令和3年度独立行政法人住宅金融支援機構調達等合理化計画」における3（1）変更契約の内部統制強化の状況【令和3年度下半期契約分】 ○「令和3年度独立行政法人住宅金融支援機構調達等合理化計画」における5（2）自己評価時の点検 ○「令和4年度独立行政法人住宅金融支援機構調達等合理化計画」策定時における点検
審議概要	○令和3年度下半期（令和3年10月から令和4年3月）までに締結した一者応札・一者応募となった契約について、全ての契約の内容及び改善策等を記載した資料に基づき審議が行われ、原案のとおり了承された。 ○令和3年度下半期（令和3年10月から令和4年3月）までに締結した変更契約の内部統制強化状況について、特段の修正等はないものとして了承された。 ○令和3年度の調達等合理化計画の実施状況及び設定した指標による自己評価（案）について、原案のとおり了承された。 ○令和4年度独立行政法人住宅金融支援機構調達等合理化計画（案）について、修正意見を踏まえたものとして了承された。

●令和3年度下半期（令和3年10月から令和4年3月）までに締結【一者応札・一者応募となった契約】

審議案件	機構の対応
フラット35（保証型）において民間金融機関が証券化を行うに当たっての課題把握・対応策検討に関するコンサルティング業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への積極的な働きかけを行う。 ・委託内容に係る説明をより一層丁寧に行う。
募集委託契約（一般担保第328回～339回住宅金融支援機構債券）、募集委託契約（第52回～53回住宅金融支援機構財形住宅債券）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への積極的な働きかけを行う。 ・委託内容に係る説明をより一層丁寧に行う。

住宅金融支援機構本店ビル第二回大規模修繕工事（家具工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・当面、同種の調達予定無し
（独）住宅金融支援機構ホームページ運用業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の政府調達計画（予定）を機構HPに掲載する。 ・事業者への積極的な働きかけを行う。
フラット35登録マンションシステム及び中古マンションらくらくフラット35システムの改修業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公告期間を延長する。
募集委託契約（政府保証第3～5回住宅金融支援機構債券（グリーンボンド））	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への積極的な働きかけを行う。 ・委託内容に係る説明をより一層丁寧に行う。
責任準備金の算定手法の検証等に係る業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・業務等準備期間を延長する。
コールセンターシステム等の更改等業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公告期間を延長する。 ・十分な業務等準備期間を確保する。 ・年度の政府調達計画（予定）を機構HPに掲載する。
広域内線サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・応札しなかった理由は事業者側の事情によるものであることから、業務目的達成のためには、これ以上の要件緩和は困難である。
「【フラット35】に関する広告」、「リ・バース60に関する広告」の作成及び新聞掲載（北海道支店）	<ul style="list-style-type: none"> ・開札日から掲載日までの準備期間を十分確保する。 ・事業者への積極的な働きかけを行う。
機構全体で利用するオンラインストレージの導入等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・当面、同種の調達予定無し
乗用自動車の賃貸借（東北支店車）（自動車リース契約）	<ul style="list-style-type: none"> ・応札しなかった理由は事業者側の事情によるものであることから、業務目的達成のためには、これ以上の要件緩和は困難である。
フラット35利用者調査（2021～2023年度）の委託業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公告期間を延長する。 ・競争参加資格の資格等級要件を拡大する。
乗用自動車の賃貸借（本店ワゴン車）（自動車リース契約）	<ul style="list-style-type: none"> ・応札しなかった理由は事業者側の事情によるものであることから、業務目的達成のためには、これ以上の要件緩和は困難である。
図書等の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・業務等準備期間を延長する。 ・事業者への積極的な働きかけを行う。 ・委託内容に係る説明をより一層丁寧に行う。
出退勤・届出申請システムの基盤更改に伴う基盤構築及び機器の保守等に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の政府調達計画（予定）を機構HPに掲載する。
BISCOPシステム改修（事業債権管理進捗管理機能追加）	<ul style="list-style-type: none"> ・調達内容に応じて、当該参加要件を変更する等の対応を検討する。 ・年度の政府調達計画（予定）を機構HPに掲載する。
電子入札システム等の導入及び運用・保守業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公告期間を延長する。 ・事業者への積極的な働きかけを行う。

本店ビル文書受発送業務	・公告期間を延長する。
本店ビル等に係る廃棄物運搬処理業務委託	・公告期間を延長する。
不動産価格査定業務	・公告期間、業務等準備期間を延長する。 ・事業者への積極的な働きかけを行う。
災害復興住宅融資等に係る借入申込書作成支援ツールの開発等に関する委託業務	・当面、同種の調達予定無し
乗用自動車の賃貸借（本店公用車2台） （自動車リース契約）	・応札しなかった理由は事業者側の事情によるものであることから、業務目的達成のためには、これ以上の要件緩和は困難である。
広報コンサルティング業務（令和4年度～令和6年度）	・公告時期の前倒しを検討する。 ・年度の政府調達計画（予定）を機構HPに掲載する。 ・事業者への積極的な働きかけを行う。
会計監査人との監査契約	・公告時期の前倒しを検討する。 ・会計監査人の十分な準備期間を確保する。
情報化統括責任者（CIO）補佐官業務	・応札しなかった理由は人員の確保が原因であり、本件における仕様や参加要件に係るものでないことから、現時点での改善点はない。
給与振込及び住民税の伝送サービスの委託	・次回以降も参加確認公募により、調達する予定である。
総合オンラインシステムの改修（令和3年度第二次制度改正・機能改善）業務	・次回以降も参加確認公募により、調達する予定である。
総合オンラインシステム代行入力センター（沖縄帳票分）の設置及び運用等業務	・次回以降も参加確認公募により、調達する予定である。
住宅融資保険システム改修等業務	・次回以降も参加確認公募により、調達する予定である。
令和4年度金融・証券関連専門講座派遣研修	・次回以降も参加確認公募により、調達する予定である。
出退勤・届出申請システムの基盤更改に伴うアプリケーションの移行及び運用委託業務	・次回以降も参加確認公募により、調達する予定である。
財務会計システムの中ドルウェアのライセンスの購入並びにアプリケーション及び中ドルウェアの保守及び運用支援業務	・次回以降も参加確認公募により、調達する予定である。
賃貸融資期中管理システムの運用支援及び保守等業務	・次回以降も参加確認公募により、調達する予定である。
コンビニエンスストアにおける機構団信制度特約料の収納に係る事務委託	・次回以降も参加確認公募により、調達する予定である。
総合オンラインシステムの改修（令和4年度第一次制度改正・機能改善）業務	・次回以降も参加確認公募により、調達する予定である。
令和3年度インフルエンザ予防接種業務委託（在京）	・今後のワクチン供給状況等を踏まえて、次回の調達方法を検討する。
企業信用調査	・事業者への聴き取り結果では「採算面」という理由から入札を見送っている状況であり、これ以上の改善は見込めない。

住宅金融支援機構本店ビルの電力の調達	・今後の電力供給状況を確認した上で対応方針を検討する。
テレワーク用インターネットバンキング専用パソコンの賃貸借及び保守等業務	・納期までの十分な時間を確保する。

主な意見・質問	回答
<p>【住宅融資保険システム改修等業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の委託先であるH S 情報システムズは、機構の関連法人として、適正価格での取引が行われているかを確認したい。 ・人事交流の概要如何 ・人事交流がある中、適正な情報管理が行われ、発注業務に影響は与えていないか。 ・同社の過去の決算における損失の内容如何。機構からの受注が、同社の総売上高等の3分の2以上を占めている状況で、当該業務と損失の関係如何。損失が発生した場合の負担割合は。 ・当該業務の状況について時系列で教えて欲しい。 ・損害賠償の時期はいつになるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同社は、独立行政法人会計基準上、特定関連会社等に該当しない。また、元機構役員が同社に再就職しているため、その取引を公表している。価格の妥当性は、一般的に利用されているファンクションポイント法により、他社と同様に確認している。 ・人事交流は、平成9年4月の同社設立時から開始。当初は総合オンラインシステムの安定稼働のため実施。現在は、システム開発等のノウハウ蓄積のため年間数名程度実施 ・予定価格の決定に当たっては、厳格な情報管理をしており、外部に漏れることはない。また、入札には、全ての参加者が、全く同じ条件、同じ手続きで参加している。そのため、人事交流が発注業務に影響は与えていない。 ・機構は、同社の出資者、株主又は監督する立場ではないので、同社の損失の内容は承知していない。 ・ただ、時期的に住宅融資保険システムの再構築業務が損失の要因の一つと推察。当該業務では、仕様の変更、開発工程の遅延及び品質懸念が生じたことから、双方それぞれの責めに起因する事項について、契約に基づいて双方協議の上、その都度、必要な対応を行った。 ・当該業務は、平成29年3月に業務委託契約を締結した。システム構築の遅延があり、当初リリース予定時期である平成31年2月には一部機能を制限した上でリリースし、最終的には、令和元年8月に全面リリースした。この最終的なリリースまでの間に当初設定した要件の範囲外と判断したものは、仕様変更という形で変更契約を締結した。リリース時期の遅延は、履行遅滞による損害賠償という形で機構から同社に請求を行った。 ・令和2年1月に損害賠償の請求書を送付し、期限内に機構宛に支払いが行われ

<ul style="list-style-type: none"> ・変更契約を締結した時期の契約監視委員会での説明内容を教えて欲しい。 ・委員の理解を得られるように、同社の当該業務による損失が、現在の案件に影響を与えていないことを確認するために、再構築の状況を改めて整理して欲しい。 ・令和3年度調達等合理化計画の自己評価を行うにあたり、当該業務は、損害賠償も含め、いつ収束しているのか確認したい。 ・自己点検の評価項目自体は、プロセスの確認をするものと理解している。 ・契約監視委員会は、調達業務を通して機構の仕事が、スムーズに、かつ公正に行われることが目的であると理解している。今回委員がご指摘になられた点は、契約監視委員会の権限外であるが、その内容は重要である。 ・今回の自己評価は、令和3年度の1年間なので、議論となっている当該業務は対象にはならないこと、また、議論になっている点は、自己評価項目対象外であるので、今回の令和3年度の自己評価は可能だと理解している。 	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承知した。委員会後、別途御説明させていただく。 ・令和2年1月に決着している。 ・そのとおりである。
--	---

● 変更契約の内部統制強化について

審議案件	
総合オンラインシステムの改修（令和3年度第二次制度改正・機能改善）業務	
出退勤・届出申請システムのリースに伴うアプリケーションの運用業務	

意見・質問	回答
(特になし)	(特になし)

● 「令和3年度独立行政法人住宅金融支援機構調達等合理化計画」の自己評価（案）の点検について

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定。以下「総務大臣決定」という。）に基づく、令和3年度の調達等合理化計画の実施状況及び設定した指標による自己評価（案）に関して、原案のとおり了承された。

意見・質問	回答

<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な数値指標はあった方が良く、比較材料となる公表されている独法の平均値が古いのであれば意味がない。 ・ 毎年度の実績値を開示することは大事である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約案件及び一者応札・応募案件については、個々の調達案件の個別性が強い為、数値での評価よりは、調達までのプロセスを点検していただき、公正性及び透明性を確保しながら継続して改善していきたい。 ・ 引き続き、調達等合理化計画の中で、前年度の振り返りをしっかりと行う。
--	--

- 令和4年度独立行政法人住宅金融支援機構調達等合理化計画（案）について総務大臣決定に基づき作成した「令和4年度調達等合理化計画（案）」について、修正意見を踏まえたものとする事と了承された。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 『3. 調達に関するガバナンスの徹底』には、監事監査あるいは内部監査の役割について言及されていないが、実際は如何か。 ・ 『3. 調達に関するガバナンスの徹底』に監事あるいは内部監査部門のレビュー機能みたいなものを記載した方が良いと思うが如何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事は、契約審査委員会の審議状況を役員決裁案件は悉皆、部長決裁案件は抽出で書面監査を行い、審議の適切性を確認している。併せて、監査部が実施する入札・契約に対する監査結果をもって、実務プロセスの適切性を確認している。そのうえで、年に2回、契約監視委員会委員として、個別案件の適切性を確認している。特に、「一者応札の継続案件、一般的に考えられる契約より金額が高いのではないかと思われる案件等については」、個別にその理由を確認し、安易に現状を追認・肯定せず一層合理的な調達・契約がなされるよう、具体的な手法も含めて指摘している。 ・ 承知した。文案を検討し、ご確認いただく。

以上